

朝霞市条例第7号

朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和64年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称等）

第2条 駐車場の名称、位置、利用時間及び入出場時間（入場又は出場できる時間をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

名称	位置	利用時間	入出場時間
朝霞台駅南口地下自転車駐車場	朝霞市東弁財1丁目4番10号	終日	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
朝霞台駅南口第1原動機付自転車駐車場	朝霞市東弁財1丁目4番30号	終日	終日
朝霞台駅南口第1自転車駐車場	朝霞市東弁財1丁目8番26号	終日	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
北朝霞駅東口地下自転車駐車場	朝霞市浜崎1丁目1番16号	終日	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
北朝霞駅東口第1原動機付自転車駐車場	朝霞市浜崎1丁目8番17号	終日	終日
朝霞駅東口立体自転車駐車場	朝霞市仲町1丁目1番15号	終日	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
朝霞駅東口地下自転車駐車場	朝霞市仲町2丁目1278番地の21	終日	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
朝霞駅南口原動機付自転車駐車場	朝霞市本町3丁目7番19号	終日	午前4時30分から翌日の

			午前1時30分まで
朝霞駅南口地下自転車駐車場	朝霞市本町2丁目10番地の5	終日	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
朝霞駅東口原動機付自転車駐車場	朝霞市仲町1丁目12番地の5	終日	終日

第4条第1項中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項」に、「同項第11号の2」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2」に改める。

第5条を次のように改める。

（入出場時間の変更）

第5条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て入出場時間を変更することができる。

別表備考中「午前零時」を「午前4時30分」に、「午前2時」を「午前1時30分」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。